

令和5年第4回紀の川市議会定例会議案書

(令和5年12月18日提出追加議案)

和歌山県 紀の川市

議案第87号

紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月18日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

令和5年8月7日の人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）が公布されたこと及び地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するため。

紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

(紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀の川市条例第12号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となったときはその日から、<u>退職又は</u> 死亡したときはその日までの報酬を支給する。</p> <p>4 略</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第29条 略</p>	<p style="text-align: center;">(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となったときはその日から、<u>退職し、又は死亡した</u>ときはその日までの報酬を支給する。</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(給与改定の実施時期等の取扱い)</u></p> <p><u>第29条 この条例において準用する給与条例の規定について給与の額の改定に関する改正があった場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、市長が規則で定める場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第30条 略</p>

改 正 前	改 正 後																																																																
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(期末手当に関する特例)</p> <p>2 <u>第13条第1項及び第23条第1項の規定により準用する給与条例第25条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合の改正（当該会計年度任用職員が任用された年度内に施行されるものに限る。）があったときは、当分の間、当該改正による改正後の割合は当該改正があった日の属する年度においては適用せず、当該年度においては、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1（第3条関係） 給料表</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">1級</th> <th style="width: 20%;">2級</th> <th style="width: 20%;">3級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>150,100</td><td>198,500</td><td>234,400</td></tr> <tr><td>2</td><td>151,200</td><td>200,300</td><td>236,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>152,400</td><td>202,100</td><td>237,500</td></tr> <tr><td>4</td><td>153,500</td><td>203,900</td><td>239,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>154,600</td><td>205,400</td><td>240,300</td></tr> <tr><td>6</td><td>155,700</td><td>207,200</td><td>241,900</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	1級	2級	3級	号給	給料月額	給料月額	給料月額	1	150,100	198,500	234,400	2	151,200	200,300	236,000	3	152,400	202,100	237,500	4	153,500	203,900	239,000	5	154,600	205,400	240,300	6	155,700	207,200	241,900	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第3条関係） 給料表</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">1級</th> <th style="width: 20%;">2級</th> <th style="width: 20%;">3級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>162,100</td><td>208,000</td><td>240,900</td></tr> <tr><td>2</td><td>163,200</td><td>209,700</td><td>242,400</td></tr> <tr><td>3</td><td>164,400</td><td>211,400</td><td>243,800</td></tr> <tr><td>4</td><td>165,500</td><td>212,900</td><td>245,200</td></tr> <tr><td>5</td><td>166,600</td><td>214,400</td><td>246,400</td></tr> <tr><td>6</td><td>167,700</td><td>216,200</td><td>248,000</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	1級	2級	3級	号給	給料月額	給料月額	給料月額	1	162,100	208,000	240,900	2	163,200	209,700	242,400	3	164,400	211,400	243,800	4	165,500	212,900	245,200	5	166,600	214,400	246,400	6	167,700	216,200	248,000
職務の級	1級	2級	3級																																																														
号給	給料月額	給料月額	給料月額																																																														
1	150,100	198,500	234,400																																																														
2	151,200	200,300	236,000																																																														
3	152,400	202,100	237,500																																																														
4	153,500	203,900	239,000																																																														
5	154,600	205,400	240,300																																																														
6	155,700	207,200	241,900																																																														
職務の級	1級	2級	3級																																																														
号給	給料月額	給料月額	給料月額																																																														
1	162,100	208,000	240,900																																																														
2	163,200	209,700	242,400																																																														
3	164,400	211,400	243,800																																																														
4	165,500	212,900	245,200																																																														
5	166,600	214,400	246,400																																																														
6	167,700	216,200	248,000																																																														

改 正 前				改 正 後			
7	156,800	209,000	243,400	7	168,800	217,900	249,500
8	157,900	210,800	244,900	8	169,900	219,600	250,900
9	158,900	212,400	246,000	9	170,900	221,100	252,000
10	160,300	214,200	247,500	10	172,300	222,600	253,400
11	161,600	216,000	249,000	11	173,600	224,100	254,900
12	162,900	217,800	250,300	12	174,900	225,600	256,200
13	164,100	219,200	251,800	13	176,100	226,800	257,500
14	165,600	221,000	253,000	14	177,600	228,200	258,700
15	167,100	222,700	254,300	15	179,100	229,600	259,900
16	168,700	224,500	255,500	16	180,700	231,000	261,100
17	169,800	226,100	256,800	17	181,800	232,400	262,300
18	171,200	227,800	258,200	18	183,200	234,000	263,600
19	172,600	229,400	259,600	19	184,600	235,500	264,900
20	174,000	230,900	261,100	20	186,000	236,900	266,200
21	175,300	232,200	262,700	21	187,300	238,100	267,600
22	177,800	233,800	264,400	22	189,600	239,700	269,100
23	180,300	235,400	266,000	23	191,800	241,200	270,700
24	182,800	236,900	267,600	24	194,000	242,600	272,200
25	185,200	237,900	269,400	25	196,200	243,600	273,800
26	186,900	239,400	271,200	26	197,900	245,100	275,500
27	188,500	240,700	272,900	27	199,400	246,400	277,100
28	190,200	241,900	274,600	28	200,900	247,600	278,700
29	191,700	243,100	276,200	29	202,400	248,700	280,300
30	193,400	244,100	277,900	30	203,800	249,700	281,800

改 正 前				改 正 後			
31	195,200	245,100	279,700	31	205,200	250,600	283,300
32	196,900	246,100	281,200	32	206,600	251,500	284,800
33	198,500	247,200	282,400	33	208,000	252,400	285,900
34	199,900	248,100	284,100	34	209,300	253,300	287,500
35	201,400	249,000	285,700	35	210,600	254,100	289,000
36	202,900	250,000	287,400	36	211,900	254,900	290,500
37	204,200	250,900	289,000	37	213,200	255,600	291,900
38	205,500	252,200	290,700	38	214,400	256,700	293,500
39	206,700	253,400	292,500	39	215,600	257,900	295,100
40	208,000	254,700	294,300	40	216,700	259,000	296,700
41	209,300	256,000	295,800	41	217,800	260,200	298,200
42	210,600	257,400	297,500	42	218,900	261,400	299,800
43	211,900	258,600	299,000	43	219,900	262,500	301,300
44	213,200	259,800	300,600	44	220,900	263,600	302,800
45	214,300	260,900	302,200	45	221,800	264,700	304,400
46	215,600	262,100	303,900	46	222,700	265,800	306,000
47	216,900	263,400	305,500	47	223,600	266,900	307,600
48	218,200	264,500	307,200	48	224,500	267,900	309,100
49	219,200	265,600	308,100	49	225,400	268,900	310,000
50	220,300	266,600	309,600	50	226,300	269,900	311,500
51	221,300	267,800	311,100	51	227,200	270,900	313,000
52	222,300	268,900	312,700	52	228,100	271,800	314,600
53	223,300	269,900	314,300	53	228,900	272,700	316,200
54	224,200	270,900	315,900	54	229,800	273,600	317,800

改 正 前				改 正 後			
55	225,100	272,000	317,500	55	230,700	274,500	319,300
56	226,000	273,100	319,000	56	231,500	275,400	320,800
57	226,300	274,000	320,500	57	231,800	276,300	322,200
58	227,100	275,000	321,700	58	232,600	277,200	323,400
59	227,800	275,900	322,900	59	233,300	278,100	324,500
60	228,500	277,000	324,100	60	233,900	279,000	325,600
61	229,200	278,100	324,800	61	234,500	280,000	326,300
62	230,000	279,100	325,700	62	235,200	281,000	327,200
63	230,700	280,000	326,500	63	235,800	281,900	328,000
64	231,300	281,000	327,300	64	236,300	282,800	328,800
65	231,900	281,500	328,200	65	236,800	283,300	329,600
66	232,500	282,400	328,600	66	237,300	284,000	330,000
67	233,100	283,100	329,300	67	237,800	284,700	330,600
68	233,800	284,000	330,100	68	238,400	285,600	331,300
69	234,500	285,000	330,900	69	238,900	286,600	332,100
70	235,100	285,800	331,600	70	239,400	287,400	332,800
71	235,600	286,600	332,300	71	239,900	288,200	333,500
72	236,300	287,400	333,000	72	240,400	289,000	334,100
73	237,000	288,200	333,500	73	240,900	289,700	334,600
74	237,600	288,700	334,100	74	241,400	290,200	335,200
75	238,200	289,100	334,600	75	241,800	290,600	335,700
76	238,700	289,600	335,200	76	242,300	291,000	336,300
77	239,300	289,800	335,500	77	242,800	291,200	336,600
78	240,000	290,100	336,000	78	243,300	291,500	337,100

改 正 前				改 正 後			
79	240,700	290,300	336,400	79	243,800	291,700	337,500
80	241,200	290,700	336,900	80	244,300	292,000	337,900
81	241,700	290,900	337,300	81	244,700	292,200	338,300
82	242,300	291,100	337,800	82	245,200	292,400	338,800
83	242,900	291,500	338,300	83	245,600	292,700	339,300
84	243,400	291,800	338,800	84	246,000	292,900	339,800
85	243,900	292,100	339,100	85	246,400	293,200	340,100
86	244,500	292,400	339,500	86	246,800	293,500	340,500
87	245,100	292,700	340,000	87	247,200	293,800	341,000
88	245,600	293,100	340,400	88	247,600	294,100	341,400
89	246,100	293,400	340,700	89	248,000	294,400	341,700
90	246,600	293,800	341,100	90	248,500	294,800	342,100
91	246,900	294,100	341,600	91	248,800	295,100	342,600
92	247,300	294,500	342,000	92	249,100	295,500	343,000
93	247,600	294,700	342,200	93	249,400	295,700	343,200
94		294,900	342,600	94		295,900	343,600
95		295,200	343,100	95		296,200	344,100
96		295,600	343,500	96		296,600	344,500
97		295,800	343,700	97		296,800	344,700
98		296,100	344,100	98		297,100	345,100
99		296,500	344,500	99		297,500	345,500
100		296,900	344,800	100		297,900	345,800
101		297,100	345,100	101		298,100	346,100
102		297,400	345,500	102		298,400	346,500

改 正 前				改 正 後			
103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>	103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>
104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>	104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>
105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>	105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>
106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>	106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>
107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>	107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>
108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>	108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>
109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>	109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>
110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>	110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>
111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>	111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>
112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>	112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>
113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>	113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>
114		<u>301,000</u>		114		<u>302,000</u>	
115		<u>301,300</u>		115		<u>302,300</u>	
116		<u>301,700</u>		116		<u>302,700</u>	
117		<u>301,900</u>		117		<u>302,900</u>	
118		<u>302,100</u>		118		<u>303,100</u>	
119		<u>302,400</u>		119		<u>303,400</u>	
120		<u>302,700</u>		120		<u>303,700</u>	
121		<u>303,100</u>		121		<u>304,100</u>	
122		<u>303,300</u>		122		<u>304,300</u>	
123		<u>303,600</u>		123		<u>304,600</u>	
124		<u>303,900</u>		124		<u>304,900</u>	
125		<u>304,200</u>		125		<u>305,200</u>	

第2条 紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u> _____をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び<u>期末手当</u> _____をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(新設)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第18条 パートタイム会計年度任用職員（<u>1週間の勤務時間が20時間以上の者に限る。</u>）が給与条例第18条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第13条の2 給与条例第26条（第1項後段、第2項第2号及び第4項を除く。）の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第18条 パートタイム会計年度任用職員（<u>市長が規則で定める者を除く</u> _____。）が給与条例第18条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 略</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第25条(第1項後段、第3項及び第5項を除く。)から第25条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「<u>給料の月額及び扶養手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第25条(第1項後段、第3項及び第5項を除く。)から第25条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「<u>給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第23条の2 給与条例第26条(第1項後段、第2項第2号及び第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「<u>給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「<u>報酬の月額(日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額)</u>」と読み</p>

改 正 前	改 正 後
	<p style="text-align: center;"><u>替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。</u></p>

(紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀の川市条例第38号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員</u> _____を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その</p>	<p style="text-align: center;">(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その</p>

改 正 前	改 正 後
<p>職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を<u>越えない</u>範囲内で行うものとする。</p>	<p>職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を<u>超えない</u>範囲内で行うものとする。</p>

(紀の川市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 紀の川市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例(平成17年紀の川市条例第190号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として</p>	<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として</p>

改 正 前	改 正 後
<p>任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び期末手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当及び期末手当</p> <p>4 略</p>	<p>任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>4 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 88 号

紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険税条例（平成 17 年紀の川市条例第 58 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 12 月 18 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から<u>出産予定月の翌々</u></u></p>

改正前

改正後

月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定によ

改正前	改正後
(新設)	<p><u>り算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>（出産被保険者に係る届出）</u></p> <p><u>第24条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1）納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（2）出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>（3）出産の予定日</u></p> <p><u>（4）単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>（5）その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>（1）出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>（2）多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>（3）出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることがで</u></p>

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>きる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第89号

令和5年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、議会の議決を求める。

令和5年12月18日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第90号

令和5年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和5年12月18日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第91号

令和5年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和5年12月18日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第92号

令和5年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和5年12月18日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）